

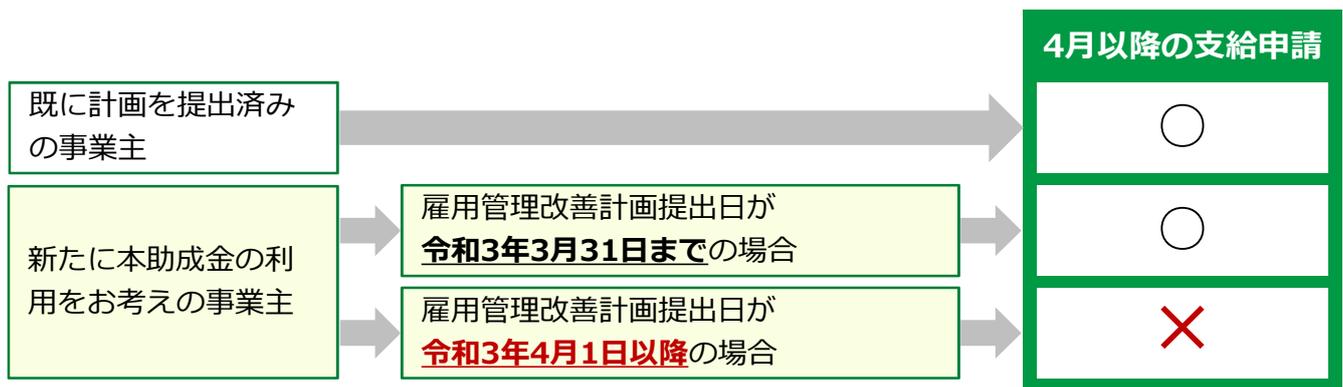
人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）は 令和3年3月31日をもって廃止を予定しています

【人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）とは】

時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）または働き方改革推進支援助成金（時労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース）を受給し、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業事業主が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成するものです。

この助成金は、令和3年3月31日で廃止の予定です。

新たに本助成金の活用をお考えの場合、**令和3年3月31日までに「雇用管理改善計画」を管轄の都道府県労働局の助成金窓口**に提出する必要があります。



○既に計画を提出済みの事業主や、令和3年3月31日までに計画を提出された事業主は、計画達成助成及び目標達成助成を申請できます。

○新たな労働者の雇い入れは、令和3年4月1日以降に行うことも可能です。

注意点

○人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）は、以下の助成金を受給した事業主が申請できます。

- ・時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース）
- ・働き方改革推進支援助成金（時労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース）

○雇用管理改善計画を郵送で提出する場合は、**3月31日必着**となります。

人材確保等支援助成金について

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金

検索

